

## 公募型プロポーザルの手続開始について

下記の委託業務について、公募型プロポーザルの手続開始にあたり、参加希望者の募集を行う。

令和5年10月17日（火）

静岡市長 難波 喬司

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

令和5年度 都計委第13号 静岡都心地区都市デザイン指針作成等業務

#### (2) 業務目的

本市では、静岡市都市計画マスタープランの重点地区の1つである静岡都心地区において令和2年度から静岡都心地区まちなか再生事業に取り組み、静岡都心地区まちなか再生指針（以下、「まちなか再生指針」という。）を作成している。まちなか再生指針では、関係する官民がまちのあるべき姿「将来像」を共有・共感することで、地域ぐるみで静岡都心地区に相応しいまちづくりに取り組む「価値共創」を目指している。

本業務では、このまちなか再生指針に基づき、景観や空間設計などエリアの魅力を高めるデザインの心構えとして、地域の関係者である行政・事業者・市民等が計画・設計・施工の段階においても共有すべき設計のコンセプトを示し、都市デザイン指針として取りまとめることを目的とする。

また、都市デザイン指針を踏まえ、施設の老朽化等により早期な対応を求められている青葉通り、呉服町通りについてはイメージを具体化した基本計画を策定し、一部リニューアルを予定しているしずちカ茶店一茶に隣接する静岡駅北口地下通路については、道路空間の利活用を見据えた実施設計を行う。

#### (3) 履行期限

令和7年3月31日（月）

#### (4) 契約上限額

本業務の契約上限額は、55,000,000円（消費税及び地方消費税込）とする。

### 2 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満足している単体企業又は設計共同体であること。

設計共同体の場合、(1) (6) (7) (8) (9)については構成員すべてが、(2) (3) (4) (5)については設計共同体として要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4・5年度において、静岡市における建設業関連業務委託に係る競争入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

(3) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。

(4) 平成25年4月1日以降に完了した業務において、以下に記載する同種業務の実績を有すること。

同種業務・・・市街化区域内における都市デザインに関する計画策定業務

(5) 下記に示す条件を満たす管理技術者及び各分野の担当技術者を配置できること。

①管理技術者

管理技術者は、以下のすべての条件を満足するものとする。

- ・技術士(総合技術監理部門「建設-都市及び地方計画」、建設部門「都市及び地方計画」)、RCCM「都市計画及び地方計画部門」または一級建築士のいずれかの資格を有すること。
- ・平成25年4月1日以降に完了した業務において、以下に記載する同種業務の実績を有すること。

同種業務・・・市街化区域内における都市デザインに関する計画策定業務

②都市デザイン担当技術者

公共空間および沿線建物の再編にかかる計画策定業務を行う者とし、以下の条件を満足するものとする。

- ・技術士(総合技術監理部門「建設-都市及び地方計画」、建設部門「都市及び地方計画」)、またはRCCM「都市計画及び地方計画部門」の資格を有すること。
- ・平成25年4月1日以降に完了した業務において、以下に記載する同種業務の実績を有すること。

同種業務・・・市街化区域内における都市デザインに関する計画策定業務

③建築担当技術者

静岡駅北口地下通路の実施設計を行う者とし、以下の条件を満足するものとする。

- ・一級建築士の資格を有していること。

④市民参画担当技術者

市民参画に関する業務全般を行う者とし、以下の条件を満足するものとする。

- ・平成25年4月1日以降に完了した業務において、以下に記載する同種業務の実績を有すること。

同種業務・・・ワークショップ等による地域住民等の意見把握を伴うまちづくり計画作成業務

なお、技術者の兼務、評価およびその他事項については下記のとおりとする。

- ・管理技術者は、都市デザイン担当技術者、建築担当技術者または市民参画担当技術者のいずれかの担当技術者を兼ねることができるものとする。

また、この場合、「予定技術者の技術力と実施体制」の評価は管理技術者として評価を行い、担当技術者としての評価は行わないものとする。

- ・都市デザイン担当技術者、建築担当技術者、市民参画担当技術者は、他の担当技術者を兼ねることができない。
- ・提案書に記載した配置予定技術者は、本業務が完了するまで、責任を持って関わる意

思と能力を持つ者であること。契約相手として特定された場合は、契約締結後、提案書に記載した技術者を確実に本業務に配置させるものとする。

・配置予定技術者の変更は認めないものとする。ただし、技術者本人の死亡、病休等の真にやむを得ない場合は、資格、実績とも同等以上の技術者を、委託者の承認を得て配置するものとする。

・管理技術者、各担当技術者は、他の提案者の技術者になることはできない。

(6) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡市入札参加資格停止等措置要綱（平成24年4月1日）に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。

(8) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者でないこと。

(9) 参加表明書の提出期限までに上記条件にかかる資格登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該登録の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。

### 3 企画提案書作成要領等の配布期間、配布場所及び配布方法

#### (1) 配布期間

令和5年10月17日（火）の午前8時30分から

令和5年11月21日（火）の午後5時15分まで

#### (2) 配布場所及び配布方法

静岡市ホームページ⇒市政情報⇒都市計画・まちづくり⇒都市・地区計画⇒

「公募型プロポーザルの手続き開始について（令和5年度 都計委第13号 静岡都心地区都市デザイン指針作成等業務）」

<[https://www.city.shizuoka.lg.jp/299\\_000156.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/299_000156.html)>に掲載する。

### 4 参加表明書及び企画提案書の提出

#### (1) 提出期間

令和5年10月18日（水）午前8時30分から

令和5年11月22日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の正午までの間

（郵送の場合は令和5年11月22日（水）正午**必着**）

#### (2) 提出先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市都市局都市計画部都市計画課企画係

TEL : 054-221-1406 FAX : 054-221-1117

E-mail : toshi@city.shizuoka.lg.jp

### (3) 提出方法

上記提出先まで持参または郵送にて提出すること。

## 5 ヒアリングの実施について

企画提案書の内容に関するヒアリングを実施する。

開催日：令和5年12月8日（金）予定

※時間及び場所については、別途通知する。

※詳細については「企画提案書作成要領」を参照。

## 6 見積参加者の特定及び決定

(1) 企画提案審査会において、審査基準に基づき、提出された企画提案書を審査及び評価し、評価点の合計（1,680点満点（240点×7名））で最も評価の高い点数を得た者を見積参加予定者として特定する。ただし、企画提案書の評価において、一審査員の得点が配点基準の計（240点）の1/2（120点）に満たないもの、又は「業務の理解度」、「業務実施に際しての創造性と的確性」、「業務フロー及び工程計画の妥当性」の評価において、最低評価（0点）が1以上ある者を特定しようとする場合は、企画提案審査会で協議し、特定しない場合もある。その場合は次点の者を見積参加予定者として特定する。

(2) 評価点の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を見積参加予定者として特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより見積参加予定者を特定する。その後、評価結果を委託業務等業者選定委員会都市計画部会に諮り見積参加者を決定する。

(3) 企画提案審査会の審査結果については各提案者に文書で通知する。

## 7 その他

(1) 詳細は、「企画提案書作成要領」によるものとする。

(2) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(3) 照会窓口は、〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市都市局都市計画部都市計画課企画係（電話番号 054-221-1406）とする。